

# 社会教育士の活用による生涯学習の振興について

## 1 背景

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理（令和4年8月）

### 【生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題】

- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化
  - ⇒社会的包摂と、その実現を支える地域コミュニティが一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大
  - ⇒社会人の学び直しをはじめとする生涯学習が一層重要に

### 【生涯学習・社会教育が果たしうる役割】

人生100年時代・VUCAの時代においては、従来の役割に加え、下記の役割がより重要になる。

- ウェルビーイングの実現
- 社会的包摂の実現
- デジタル社会に対応
- 地域コミュニティの基盤

### 【今後の生涯学習・社会教育の振興方策】

- 公民館等の社会教育施設の機能強化
  - 社会教育人材の養成、活躍機会の拡充
  - 地域と学校の連携・協働の推進
  - リカレント教育の推進
  - 多様な障害に対応した生涯学習の推進
- 社会教育士の活躍機会の拡大**

中央教育審議会生涯学習分科会社会教育人材部会 中間的まとめ（令和5年8月）

### 【社会教育人材を取り巻く状況等に関する認識】

- 社会教育の裾野が広がっている中、社会教育人材の果たす役割は拡大している
- 社会教育人材の質的な向上・量的な拡大が極めて重要

### 【社会教育人材に関する施策の基本的な方向性】

- 地域社会の様々な場で活躍する社会教育人材の確保
  - ⇒受講しやすい講習の実現
- 社会教育主事・社会教育士の役割の明確化と配置促進
- 社会教育人材に求められる能力・知見等とその養成の在り方
  - ⇒基本的な能力・知見等を身に付けることに比重を置くことを基本とする

### 【社会教育人材の養成に係る具体的な改善方策】

- 社会教育主事講習の定員拡大
- 多様で特色ある受講形態の促進等による受講者の選択肢の拡大
- 社会教育主事養成課程における取組
- 講習等の質の更なる向上に向けた各機関の取組の共有
- 社会教育主事講習の受講資格の明確化
- 社会教育に関する民間資格等取得者の一部科目代替

### 【社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割】

- ⇒ **社会教育人材をハブにした人づくり、つながりづくり、地域づくり**

### 【社会教育人材をめぐる国の検討状況】

- ウェルビーイングや社会的包摂の実現、デジタル社会への対応、地域コミュニティの基盤としての機能など、社会教育に期待される役割は大きい。
- 社会教育人材として、社会教育主事及び社会教育士が想定され、その活躍の促進を図る必要がある。
- 地域コミュニティ構築に資する取り組みを推進するため、社会教育人材の質的向上・社会教育人材の組織的な活用や講習の受講機会の拡大などに取り組む必要がある。

## 2 第3期愛知県生涯学習推進計画における位置づけ

### 第2章 生涯学習に関わる各主体に期待される役割

#### 8 市町村

生涯学習施策を実施するに当たっては、社会教育法で規定する社会教育主事や新たに制度化された社会教育士が企画・立案・実施に専門的な力を発揮し、効果的な施策とすることが大切です。そのためには、そうした専門的な知識を持つ人材の育成を計画的に進めていく必要があります。

#### 9 県

県では、社会教育指導者等研修を実施し、ESD・SDGs推進指導者、人権教育指導者、公民館等社会教育担当者、社会教育主事・社会教育士、地域コーディネーター等の地域活動関係者、家庭教育支援者等の地域指導者に、専門的な知見や技能を高めるとともに、交流の場を設けています。

## 3 生涯学習における社会教育士の活用例

- 教育委員会（社会教育主事）や公民館等の社会教育施設への配置
- 社会教育施設が行う事業への参画
- 地域と学校の連携・協働活動の推進（コミュニティ・スクール、地域学校協働活動）
- リカレント教育の推進
- 障害者の生涯学習の推進

### 《参考》愛知県内の自治体における社会教育主事の配置状況

	自治体数	教育委員会		教育委員会以外		総配置数	うち 社会教育士	未設置 自治体数
		専任	兼任	専任	兼任			
市	38	63人	9人	3人	2人	77人	19人	7
町村	16	11人	4人	1人	0人	16人	4人	5
計	54	74人	13人	4人	2人	93人	23人	12

## 4 本県における社会教育士の状況

令和2年度の制度開始以降、本県においては、社会教育主事講習等において 96人、社会教育主事養成課程において 106人 が養成されている。  
令和4・5年度は、社会教育主事講習のフォローアップ講座が開催され、少しずつではあるが社会教育士のネットワークができてきている。  
しかしながら、講習受講後の活動状況を把握する仕組みがないなど、十分な組織化には至っていないこともあり、十分に活用できていない。

## 5 審議会での協議事項

「社会教育士を活用した生涯学習の振興のための県教育委員会の役割」

## 6 今後の検討スケジュール（案）

	開催時期	検討内容
第1回	【今回】 令和6年3月21日	・社会教育士の活動状況（事例報告） ・社会教育士の配置状況等の現状確認、課題認識のすり合わせ
第2回	令和6年10月頃	・社会教育士に期待される役割、活躍する場面 ・現状の問題点
第3回	令和7年2月頃	・問題点の解決に向けた対策の方向性 ・県教育委員会の果たすべき役割（まとめ）

### 《参考》社会教育士と令和元年度以前の社会教育主事の違い

- 社会教育主事講習・社会教育主事養成課程における科目の改善
  - ・「生涯学習支援論」「社会教育経営論」の新設
  - ・社会教育主事養成課程において「社会教育実習」が必修化
- 「社会教育主事」の発令を受けていなくても名乗れる  
従来の社会教育主事は、教育委員会から発令される職名であり、講習等の修了後も発令がなければ名乗ることができなかった。  
現行制度では、発令がなくても「社会教育士」と称することができるようになった。